

平成30年12月3日

入学料免除（徴収猶予）申請者

授業料免除申請者

各位

理事・副学長

平成30年10月入学者に係る入学料免除者（徴収猶予者）
及び平成30年度後期分授業料免除者の決定について（通知）

このたび、入学料免除者（徴収猶予者）及び授業料免除者が決定しましたので、お知らせします。

については、下記の窓口で必ず「決定通知書」を受け取ってください。

また、「入学料免除不許可者・半額免除者」及び「入学料徴収猶予申請者」並びに「授業料免除不許可者・1/4免除者・半額免除者」については、別紙のとおり入学料及び授業料を納入してください。

記

決定通知書交付窓口

◇1年次（総合教育部【※】）及び水産学部2年次

・・・学務部学生支援課〔高等教育推進機構④窓口〕

※ 総合入試、学部別入試のいずれの入学者も含みます。

◇学部2年次以上及び大学院生

・・・所属学部・研究科等の入学料免除（徴収猶予）・授業料免除担当窓口

※上記の窓口で決定通知書の受領が難しい場合には高等教育推進機構④窓口へご相談ください。

「入学料免除不許可者・半額免除者」及び「入学料徴収猶予申請者」並びに「授業料免除不許可者・1/4免除者・半額免除者」については、下記のとおり入学料及び授業料を納入してください。

◆入学料免除（徴収猶予）◆

1. 納入方法

- ① 所属学部・研究科等の入学料担当窓口で「専用の振込用紙」及び「入学料受付証明書はり付け台紙」を受け取る。
- ② 納入期限内に最寄りの金融機関で入学料を振り込み、受付局日附印が押された「入学料受付証明書」を受け取る。
- ③ 「入学料受付証明書」を「入学料受付証明書はり付け台紙」にはり付けて、入学料担当窓口へ提出する。

2. 納入期限

- 免除不許可者・半額免除者及び徴収猶予不許可者

平成30年12月14日（金）

- 徴収猶予許可者

平成31年2月28日（木）

※ 納入期限内に入学料を納入しない場合は「除籍」となりますので、十分注意してください。

3. 納入金額

免除不許可者・徴収猶予申請者	半額免除者
282,000 円	141,000 円

4. 免除不許可者・半額免除者の徴収猶予申請

- 入学料免除申請を行った者のうち、不許可又は半額免除となった者は、**平成30年12月14日（金）**までに徴収猶予の申請ができます。
- 申請後、徴収猶予が許可された場合、**平成31年2月28日（木）**まで入学料の納入が猶予されます。
- 徴収猶予を希望する学生は所属学部・研究科等の入学料免除担当窓口へ申し出てください。

◆授業料免除◆

「授業料納入のお知らせ」を12月中旬頃に財務部経理課より送付しますので、所定の手続きにより授業料を納入してください。

1. 納入期限

- 口座振替（引落）による納入（口座振替手続きをした学生）

引落日 平成30年12月27日（木）

- 振込依頼書（金融機関での振込による納入）

振込期限 平成30年12月末日

※ 振込用紙（振込依頼書）は「授業料納入のお知らせ」に同封されています。

2. 納入金額（長期履修学生を除く）

学生区分	不許可者	1/4免除者	半額免除者
学部・研究科等	267,900 円	200,925 円	133,950 円
法科大学院	402,000 円	301,500 円	201,000 円